

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 13 | 法人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六戸町は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

| |
|------|
| 六戸町長 |
|------|

公表日

| |
|-----------|
| 令和5年7月21日 |
|-----------|

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 法人住民税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法に基づき、町内に事務所や事業所などがある法人情報の管理及び申告書等の情報による課税台帳の作成、調定作業を行う。</p> <p>また、必要に応じ税務調査等を実施し、公平・公正な課税事務を行う。</p> <p>①法人情報の登録、修正、廃止 ②法人住民税の賦課、更正、減免 ③所在地証明等の発行 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑦督促及び催告処理 ⑧滞納管理、地方税法に基づく調査</p> |
| ③システムの名称 | 審査システム(eLTAX)、総合住民情報ソリューションズ(MICJET MISALIO)、滞納管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 地方電子申告情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 並びに内閣府・総務省令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二の第27の項 並びに内閣府・総務省令第20条 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二の27、28、29の項 並びに内閣府・総務省令第20、21条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60 0176-55-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務課 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60 0176-55-3111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|--|--------------|--|----------|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |

变更箇所